

12 生徒心得

本校生徒は、互いに友情を深め、常に本校生徒としての自覚を持って行動すること。

18 服装規定

(本規定は、1992.1.29. 生徒、保護者、教職員の協議、検討の結果、定める。)

学校生活での服装は、華美にならず、活動的で、不快感を抱かせないものが望まれる。家庭でも十分に話し合うとともに学習に専念するのにふさわしいものを選ぶこと。

- (1) 履物は活動的なものにする。
- (2) 正当な理由のない毛染、脱色はしない。
- (3) 化粧はしない。
- (4) 学習の妨げになったり、華美を競うような装身具は着用しない。

上記の項目以外についても枠内の趣旨に添うよう、各々がよく考えた服装をすること。